

〈研究ノート〉

夏目漱石の学位辞退事件について

山内芳文

夏目漱石の学位辞退事件について

山内芳文

はじめに

漱石夏目金之助が文学博士の学位を辞退したということは、あまりによく知られている。それは、明治44年2月のこと、当時としても、大きな話題を呼んだ「事件」であった。しかしながら、この経過は、文部省が夏目に文学博士号を授与したが、その一方的なやりかたに腹を立てた夏目がこれを返上したという単純な事実としてしか、おおかたには知られていない。これまで、私自身もその程度の知識しか持ち合わせていなかつた。しかしながら、その「事件」が決着することなくうやむやとなってしまったのとは別に、夏目個人のとった行動はその後それとはかわりなく伝説（あるいは神話）化され、「およそ学者たる者に、そのような権威主義の産物としかいいようのないものは無用なのだ」という主張に力強い根拠を与えてきた。ことに最近のように、大学教員、ことに博士の学位申請論文を指導し、審査する教員には等しくその資格の一部として博士の学位が要求されるようになってくると、そのような大学の教員の一部のそれへの反発は夏目の事例を格好のものとして援用するようになる。「夏目漱石だってそんなものは要らないといっていたではないか」というわけである。そのような援用はそれ自体きわめて滑稽なものではあるが、「文豪夏目漱石」の名で、これが広く一般に流布し、公然と主張されるにいたっては、ことはそう容易ではない。

ところで、これにはどうしても簡単には腑に落ちない問題がある。学位というものは本来それを必要とする者が申請し、その申請をうけた大学がこれを審査し授与するものなのではないのか。そうであるとすると、今日では夏目のよ

うな事態はそもそもありえない話なのではないか。文部省が授与したにもかかわらず、それを辞退したといった、このたった数行をみただけでも、この「事件」の経過は、実は、それが、今日の博士の学位、あるいはその授与のシステムとはおよそ懸け離れた世界で起きたものであったということを示している。つまり、夏目の学位辞退問題は、今日の学位授与とは随分と異なった学位についての意識とその授与のシステムのもとでおきた「事件」であったということである。それに、博士の学位は、今日では、上述のように大学教員の資格として広く要求されているが、夏目が辞退した当時のそれは、今日の事情とは全く異なっていて、仮説的にいえば、当代の「硕学」にいわばお上から与えられる官位のような性格をもっていたと考えられる。

夏目の博士号辞退問題については、すでにいろいろなところで取り上げられている。その主なものは、女婿つまり長女筆子の夫である松岡譲の『漱石先生』（岩波書店、昭和9年）などの当事者の回想などを除くと、夏目漱石の評伝においてであり、古くは夏目の弟子でもある小宮豊隆『夏目漱石』（岩波書店、昭和13年、「博士問題」は692-704ページであるが、その実質は694-701ページ）があり、最近のものでは江藤淳『漱石とその時代』第四部（新潮社、平成8年、以下「江藤」と略記）がこの「事件」をかなり詳細に扱っている。東京工業大学教授の江藤がこの漱石研究で慶應義塾大学から文学博士の学位を授与されたことはよく知られている。さらに、おなじ東京工業大学教授であった伊藤整が『日本文壇史』第16巻（講談社、昭和47年、以下「伊藤」と略記）において、「漱石が学位を辞退する」という項目をたてて、その経緯をたどっている。ここでは、その両者の記述を出発

点しながらも、それに吟味を加え、また若干の直接資料（関係の新聞記事については、平野清介編著『新聞集成 夏目漱石像 三』（明治大正昭和新聞研究会、昭和55年）所載の切り抜きなどを利用し、そのうち『東京朝日』や『読売』などの中央紙については直接マイクロフィルムで当該記事掲載の全紙面を確認している）も用いて、「事件」の実相にせまってみたい。なお、当時の新聞は総ルビで旧漢字で縦書きであり、また戦前の書物も旧漢字で縦書きであるが、これらからの引用は、いずれについても、新漢字で、ルビは原則として煩瑣にならない程度で引用者が付することにしている。

事件の発端

「江藤」は「事の起りは、文部省からの一通の通達にあった」と、相変わらずの漱石ブームで今年（平成15年）の11月に復刊された夏目の妻鏡子（述、松岡譲記。今回復刊の昭和4年岩波版の刊行の前（昭和3）年11月、漱石ゆかりの写真（33ページ、60余葉）を収めた改造社版が、松岡の筆記による雑誌『改造』への13ヶ月に渡る連載分に最後の章を補完して刊行されている）の『漱石の思ひ出』を引用して、次のように書き起こしている。「江藤」は、これに続く「事件」の展開を「博士会」の様子へと移していくので、一部は「江藤」の引用と重なるが、まず「博士号辞退」と題するその該当箇所をすべて引用しておくことにしよう。

退院をしようといふ間際になつて、たしか二月二十日のことだつたと覚えてをりますが、自宅の方へ文部省から手紙が参りまして明日の午前十時に学位の授与があるから通常服で出頭せよ、もし差支があれば代人を差し出せといふ達しが参りました。突然のことですから、私にははつきりどうしたらいいのかわかりませんでしたので、ともかく電話をかけて指図をうけようと思ひまして、翌朝早々と、いつもお電話を拝借する御近所の山田三良さん（東京帝國大学法科大学教授・法学博士、早稲田に近い牛込区弁天町に住んでいた）のところへ参り

ました。（改行）夏目も私から文部省の達しの話をしますと、いづれかういふことは人の内意をきいてから、欲しいと思ふ人はやるし、欲しくない人には本人の意向を無視してまでやろうとは言わないのだから、一応自分の内意をきいて見るために出頭しろといふのだらうといふふうにとつたらしいのです。そこで、私はかう言つて来てゐるのだから、とにかく入院中でもあつてみれば、森田（草平、明治41年奥村明（平塚雷鳥）との心中未遂事件をおこして以来夏目が自宅に引き取るなど、しばらく面倒をみていた）さんでも、頼んで代人を出しませうかともうしますと、それもいいだらうが、それにしてもこつちで欲しいやうな挨拶をさせてはいけないよといふ電話の返事がありました。（改行）するとその電話をきいてられた山田さんが、ああは言つて来るものの、正直に代人なんか出さなくとも放たらかしておけば、文部省から届けて来ますよといふ先刻御承知のお話なのですが、私はさうまで言はれても、さうでござりますかと言ふくらゐで、そんなことは始めてのことですし、それに手紙にはちゃんと出頭云々と書いてありますことなので、やつぱり何が何やらはつきりわかりませんでした。すると代人を出すも出さないもないうちに、私が電話をかけてかへつて来ますと、ちゃんとその証書と申しますのか何と申しますか、ともかく文学博士にしたといふ学位記とかいふものが、紙筒入りで届いてゐるではございませんか。それで森田さんに手紙まで書いて代人をお願ひしようといふのもおぢやんになりましたが、さて納まらないのは夏目の肚でございます。（改行）もともと一応此方の内意を確かめて、受けるといへばくれるものと思ってゐたのに、いきなり欲しいとも思はず、むしろ邪魔臭いと考えてゐるのに、断りなしに押しつけて、其上出頭しろ代人を出せと言っておきながら、此方から出頭もしないうちに届けてよこす。万事が夏目の気持

ちに反して居りますので、至極簡単にこんなものは要らないから送り返せといふことになって、自分で当時の文部省専門学務局長福原鎧二郎（三重県出身の文部官僚、夏目の大学予備門時代の同級生、後に東北帝大総長、学習院長）さんにあてて手紙を書き、さうして同時に証書も病院から返送してきました。当時相当噂に上った博士辞退問題といふことの発端はこれでざいます。（『漱石の思ひ出』岩波版、昭和4年、平成15年再版、242-243ページ。改造社版、昭和3年、311-312ページ。カッコ内は引用者）

この前後の事情については、若干の補足説明が必要となろう。まず、この「事件」の発端、つまり文部省から学位授与の通知がきたとき、夏目は鏡子の『思ひで』にもあるように入院中であった。場所は東京市麹町区（現在の東京都千代田区の一部）内幸町にある明治の名医長与専斎ゆかりの長与胃腸病院（院長は医学博士平山金三）、牛込区（現在の新宿区の一部）早稲田南町の留守宅からはすこしばかり距離があった。すでに前年6月のはじめには、それまで約3ヶ月にわたって連載中であった『門』が脱稿したのを機に、その執筆期間中から具合の悪かった内臓の検査と診察をうけ、胃潰瘍と診断され、1ヶ月半ほどの入院をしていた。主治医は、越後高田出身の森成麟造であった（翌45年6月には、夏目は高田の森成家に2泊して、『坊ちゃん』の『おきよ』ゆかりの『笹船』の土産に喜んだ）。そのようなときにも、たとえば長塚節（つくば市西隣の石下町（当時は茨城県結城郡岡田村）国生の出身）の『土』を『東京朝日』に連載するために、その紹介の文章を書いたりしていて、どうもおとなしい病人ではなかったようである。すでに明治40年3月東京帝国大学文科大学と第一高等学校の英文学講師を辞し、4月には朝日新聞社に入社していた。夏目、40才のときである。その「入社の辞」（5月3日付『東京朝日』）では、「大学では講師として年俸800円を頂戴していたが、子供が多くて、家賃が高くて800円では到底暮らせない。仕方がな

いから他に二三件の学校を駆あるいて、漸くその日を送って居た」といっているが、朝日新聞社での待遇は年俸に換算して3倍の月給200円であった。しかしながら、その後の夏目のしごとぶりはまさに超人的であったというほかない。「虞美人草」、「三四郎」、そして『それから』を『東京朝日』に矢継ぎ早に連載したほか、それまでの連載を単行本として刊行したり、多くの短編や評論を執筆している。このような根を詰めた生活を抱えたまま、長与病院退院の1週間後の8月6日には転地療養のため伊豆の修善寺温泉菊屋旅館にでかけた。しかしながら、その日のうちに具合が悪くなり、主治医の森成医師も駆けつけたが、17、18日には吐血、24日夜には大量の吐血によって人事不省となり、家族や友人、そして弟子たちが電報や電話で急遽呼び集められた。10月11日舟形の寝台（釣台）に寝かされたまま馬車や汽車を乗り継いで帰京、翌年の2月26日まで前記の長与胃腸病院での再入院生活を余儀なくされることとなった。

「伊藤」は、夏目の学位辞退事件をこの「修善寺の大患」から書き出している。ただ、「伊藤」は、夏目の病気の原因はその前年、つまり明治42年秋の（大学時代以来の旧友で当時満鉄総裁であった中村是公の誘いによる）朝鮮・満州旅行にあったといっている。「伊藤」の叙述は次のようにになっている。いかにも、これは、10月末から翌年4月まで『東京朝日』に連載の「思い出す事など」などに記された夏目自身の記述を踏まえ、小説家でもあった伊藤らしい筆致で、夏目の心境にまで入り込んで綴られている。「伊藤」は、この「事件」をあえて夏目の心身の状態と結びつけようとしているように思われる。

夏目漱石は明治四十三年（1910年）の八月修善寺温泉で胃潰瘍の再発で死に瀕した。十月になって小康を得、東京に戻って、そのまま内幸町の胃腸病院にまた入院した。恢復するにつれて、彼はその病床生活を一種希有な幸福の状態だと思うようになった。（改行）死地を脱したという反省の中で、無我に近い状態のまま、秋の青い空を窓から見ている静かな時間が続いた。妻の

鏡子や朝日（新聞）の坂元三郎や、（弟子の）小宮豊隆などの世話によって、俗世の用事や仕事がすべて遠ざけられていた。従って人間関係の煩わしさからも彼は離れていることができた。それは仙人となって、雲の上に漂っており、しかも死に直面したために、生命の尊さが、深く強く意識される生活であった。（改行）しかし起き上がって食事を取るようになる頃から、次第に、世間が、人間の諸関係が再び夏目のまわりに迫り、彼を悩まし、緊張させるようになった。（改行）（中略）いよいよ近日中に退院ということになった二月二十日の夜、牛込南町の夏目家に文部省から公式文書が着いた。差出人は文部省専門学務局長福原鎮二郎であった。それは、二月二十一日の午前十一（ママ）時に学位を授与するから、同刻までに通常服で出頭されたい。もし、不可能な場合は、代人を出されたい、という旨のものであった。（改行）鏡子は自宅に電話がないので、その夜十時頃、家から近い牛込区弁天町の山田三良のところへ行って電話を借り夏目にその手紙のことを伝えた。（155～157ページ、カッコ内は引用者）

学位授与と「博士会」

夏目に文学博士の学位授与を推举したのは文学博士を構成員とする文学の「博士会」で、その会議は夏目の留守宅に学位授与の通知がある2日まえの2月18日に開催されていた。「博士会」という聞き慣れない組織について「博士会規則」をみておく必要があるが、そのまえにこの「博士会」を規定している上位の「学位令」について触れておく。「学位令」は、明治20年5月21日、勅令第13号として、前年の帝国大学の設立に付合させるかたちで公布されたが、すでにそこには「博士会」の原型のようなものが規定されていた。これらについては、「江藤」はその規定についてはおおざっぱに触れてはいるものの、原文からの引用は全くない。「伊藤」は規則について全く触れていない。なお、以下の

「学位令」および「博士会規則」については、最近若くして世を去った優れた大学史家である中野実の「中野文庫」のホームページに掲載されているものから引用した。

学位令（明治20年勅令第13号）

- | | |
|-----|---|
| 第一条 | 学位ハ博士及大博士ノニ等トス |
| 第二条 | 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス |
| 第三条 | 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議会ノ議ヲ経テ之ヲ授ク |
| 第四条 | 大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ会議ニ付シ學問上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ之ヲ授ク |
| 第五条 | 本令ニ闕スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム |

つまり、その第三条には今日の課程博士と論文博士に形式上相当する規定があり、この両者は帝国大学において実質的な審査が行われ、それにもとづいて文部大臣が学位を授与する仕組みとなっていただけでなく、その第四条に「大博士」の学位を授与するさいに文部大臣の諮問を受ける組織として「博士ノ会議」が想定されていたのである。しかしながら、明治21年5月に最初の博士が誕生し（かねてより文部大臣の諮詢を受けていた帝国大学評議会は法文理工医の各分科大学5名宛、計25名の博士候補者を推薦、いずれも帝国大学教授、5月7日文部大臣がこれを決定したが、8日及び9日の『読売』の報道では、文科大学関係では外山正一、加藤弘之、理科大学では菊池大麓、山川健次郎などの名がみえる）以来、この「大博士」の学位は結局のところ1名も授与される者がなく、明治31年の「学位令」改正を迎えることとなったので、「博士ノ会」も開催されることはなかった。明治31年の「学位令」は、前年の京都帝国大学の開設（明治19年設立の帝国大学は東京帝国大学となった）にともない12月10日に公布さ

れたが、大正9年の「学位令」まで相当の期間にわたって実効性をもち、夏目の学位辞退「事件」のときの現行規定でもあった。学位の種類が帝国大学の分科大学の増設とともにあって増加したのに加え、「大博士」の学位は廃止、かわりに「博士会」推薦による博士の学位授与が登場した。ここにおいて、博士の学位の授与は、1)今日でいう課程修了によるもの、2)論文提出によるもの、そして3)この「博士会」推薦によるものという3通りの手続きによって行われることとなった。さらにいわば特例的な手続きとして、4)帝国大学総長の推薦によって、帝国大学教授にも学位が授与されるうる規定ができた。あらかじめ、この「学位令」による文学博士の学位授与の実態は、東京帝大に限ってみると、上記の1)2)4)の合計105件、そのうち4)が17件、1)は35件、残りの53件は2)の手続きによるものであった。しかし、そのほかに3)があり、これが相当な数に上っていたと考えられる（寺崎昌男「プロムナード東京大学史」東京大学出版会、1992、87-90ページ）。

学位令（明治31年勅令第344号）（ルビは引用者）

- 第一条 学位ハ法学博士、医学博士、薬学博士、工学博士、文学博士、理学博士、農学博士、林学博士及獸医学博士ノ九種トス
- 第二条 学位ハ文部大臣ニ於テ左ニ掲クル者ニ之ヲ授ク
- 一 帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者又論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者
 - 二 博士会ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタル者
- 2 帝国大学分科大学教授ニハ当該帝国大学総長ノ推薦ニ依リ文部大臣ニ於テ学位ヲ授クルコトヲ得
- 第三条 学位ヲ有スル者其ノ荣誉ヲ汚辱スルノ行為アリトキハ博士会ノ議ヲ

- 経テ文部大臣其ノ学位ヲ褫奪ス
- 第四条 明治二十年勅令第十三号学位令ニ依リ授与シタル学位ハ本令ノ学位ト同一ノモノトス
- 第五条 本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

この第二条第二項において「博士会」が規定され、第五条の指示によって同日「博士会規則」が制定された。「学位令」がきわめておおまかに学位の種類や授与の手続きを定めているのとは対照的に、「博士会規則」は、次に全文を示すように、学位の種類毎に設置され、その運営手続きはかなり細かく定められている。

博士会規則（明治31年勅令第345号）

- 第一条 博士会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条第二項第二号及第三条ニ規定セル学位ノ授与褫奪ニ関スル事項ヲ審査ス
- 第二条 博士会ハ法学博士会医学博士会薬学博士会工学博士会文学博士会理学博士会農学博士会林学博士会及獸医学博士会ノ九種トシ当該博士ヲ以テ組織ス
- 第三条 博士会ハ文部大臣ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ会長ヨリ具申アリタルトキ文部大臣之ヲ召集ス
- 2 博士会ノ会員ハ過半数出席スルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス
- 第四条 学位授与ノ議事ハ出席会員三分ノ二以上学位褫奪ノ議事ハ出席会員四分ノ三以上ノ多數ニ依リ之ヲ決ス
- 2 前項ノ議決ハ無記名ヲ以テ之ヲ行フ
- 第五条 博士会会长ハ会員中ヨリ之ヲ互選シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 2 会長ハ会務ヲ總管シ議事ヲ整理シ其ノ議決ヲ文部大臣ニ具申ス
- 第六条 各博士会ヲ通シテ幹事一人ヲ置キ文部省高等官中ニ就キ文部大臣之

ヲ命ス

2 幹事ハ各会長ノ指揮ヲ受ケ庶務
ヲ整理ス

第七条 各博士会ヲ通シテ書記ヲ二人置キ
文部属ヲ以テ之ニ充ル

2 書記ハ各会長及幹事ノ命ヲ受ケ
議事ノ筆記及庶務ニ從事ス

第八条 博士会会員ニハ旅費日當等ヲ給与
セス

第九条 博士会ノ議事規則ハ各博士会ニ於
テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受ク
ヘシ

附則

第十条 同種ノ博士七名ニ充タサル間當該
博士会ノ職務ハ東京帝國大学評議
会ニ於テ之ヲ行フ

2月19日付けの各紙は簡単に文部省において文学博士会が開催され、5名の者が文学博士に推薦されたとの記事を載せているだけであるが、異色は『萬朝報』で、推薦された森泰二郎（槐南）、夏目金之助（漱石）、幸田成行（露伴）、佐佐木信綱、有賀長雄5名の紹介を、授与式まえのこの段階で行っている。4名については差し障りのない紹介であるが、漢詩の世界での功績によって推薦されたはずの森については「明治17年に知遇を得て明治42年のハルピン駅頭での遭難にまで同行していた」と、伊藤博文との関係だけが強調されている。伊藤も漢詩の造詣が深く、「春畠」の号をもっていた。因みに、同日付の『読売』は、「新文学博士推薦」と題して、次のように報道している

昨日午後二時文部省修文館に於て文学博士会を開き、森槐南、夏目漱石、幸田露伴、佐々（ママ、佐）木信綱及法学博士有賀長雄の五氏を文学博士に推薦する事に略々決定したり尚再審の上可決確定する由。（カッコ内は引用者）

なお、一部の新聞には、例えば2月19日付の『朝野新聞』のように、学位制度の無理解から生じたとしか思えない「東京帝國大学文科大学にては本日午後一時文学博士会を開き森槐南、夏目漱石、幸田露伴、佐々（ママ、佐）木信綱、

有賀長雄の五氏を文学博士に推薦する事に決定したり因に有賀氏に之にて法文両博士の称号を与へらる、訳なり」との記事もあった。いうまでもなく、文学の「博士会」の構成メンバーに東京帝大文科大学の教授のほとんどが入っていたからといつても、これら両者は形式的には全く別組織であった。ところで、このような表向きの発表とは異なって、この日の会議はなかなか手間取ったようである。以下は「江藤」の記述（373～374ページ）からの引用が中心である。推薦された人物については報道によって結果的にそれを知ることができるが、問題は当日の会議の内情についてである。なお、「江藤」は、この記述について、その典拠を全く明らかにしてはいない。2月23日付の『山陽新報』が「頭陀袋」欄にまったく同様の記事を載せている。ただし、同紙は「最下点が佐々（ママ、佐）木信綱の二十九点であったさうな」（傍点、引用者）と伝え、その話の出所を記していない。

二月十八日に文部省で開かれた文学博士会は、このとき文学博士に推薦したのは森泰二郎（槐南）、夏目金之助（漱石）、幸田成行（露伴）、佐佐木信綱、有賀長雄の五名である。（改行）この日の文学博士会は、午後一時開会の予定だったが、当初の出席者がはなはだ少なく、電話を掛けるやら電報を打つやらの大騒ぎのあげくに、定員三十四名が揃ったのは午後五時のことであった。投票の結果最高点を集めたのは森槐南の三十二票、次が有賀長雄の三十一票、露伴と漱石は同点で三十票、最下点が佐佐木信綱の二十九票である。

なお、『山陽新報』は、これに統いて、「嘗て顔出たことのない坪内逍遙此日には親友有賀と露伴の為めに早々と出席した」と報じている。地方紙である『山陽新報』のこの記事への配信元はいまのところ不明である。同日付の『山陰新聞』の「隣の噂」欄にも同様の記事が掲載されている。この記事が配信元においてその信憑性についての疑念からすでにボツになっていた可能性は否定できない。

ところで、文学の「博士会」を構成する（上

記の報道による定員) 34名の文学博士のうちのほとんどが総長推薦によって博士の学位を与えられていた東京と京都の帝大教授(あるいはその経験者)であった(東北帝大は明治40年、九州帝大は明治43年にそれぞれ設立されていたが、この時点では、両帝大とも文系の分科大学はもっていなかった)。「伊藤」によれば(157ページ)、東京帝大文科大学の坪井九馬三(文科大学長)、星野恒、井上哲次郎、元良勇次郎、中島力造、上田万年、三上參次、箕作元八、芳賀矢一、服部宇之吉、萩野由之、高楠順次郎、大塚保治、建部遼吾、田中義成、市村瓊次郎、白鳥庫吉、姉崎正治、黒板勝美、辻善之助(「伊藤」の誤記と思われる。辻が教授となったのは大正12年)、京都帝大文科大学の藤代禎輔(文科大学長)、松本文三郎、谷本富、小川琢治、桑木麿翼、原勝郎、狩野直喜、三浦周行、内藤虎次郎(「伊藤」は触れていない)、そして(「伊藤」は触っていないが)加藤弘之、狩野亨吉、久米邦武(明治4年の岩倉遣米欧使節団に随行し、明治22年帝國大学文科大学で国史担当の教授となつたが、翌々24年の論文「神道は祭天の古俗」の筆禍が原因で翌25年に非職、さらに依願免官に追い込まれていた)、坪内雄蔵(逍遙)、三宅雄二郎(雪嶺)、末松謙澄(伊藤博文の女婿)、それに明治42年7月に「博士会」推薦で文学博士となつてゐた医学博士でもある森林太郎(鴟外)などがそのメンバーであった。因みに作家では高山林次郎(樗牛)が東京帝国大学に論文を提出して明治35年1月文学博士となつたが、その年の暮に病没している。いずれも錚々たる面々であるが、このノートの筆者には京都帝大教授の教育学者谷本富の名が気にかかる。彼は、やがてまもなく明治天皇崩御にさいしての乃木希典(陸軍大将、学習院長、伯爵)夫妻殉死についての論評で「世論」の攻撃を受け、さらには大正となってからすぐに(大正2年)新任の沢柳政太郎総長によって無能教授のレッテルを貼られ、追放されかかっている。

この結果を受けて、その翌日2月21日午前10時から、文部省では、福原専門学務局長立会いの下に学位授与式が行われ、文部大臣より学位

が授与された。22日付の『東京朝日』は、第二面に小さく、次のように、簡単に報じている。野口英世については、『東京朝日』のみ誤記、同日付の『都新聞』や『萬朝報』、それに『読売』は同じように2面で「野口英世」と正確に記している。

学位授与式 廿一日文部省に於て左の
九氏に対し学位授与を行ふ
医学博士四名 野口実(ママ、英)世、
湯川玄洋、藤谷功彦、賀屋
隆吉
文学博士五名 夏目金之助、幸田成行、
有賀長雄、佐々(ママ、佐)
木信綱、森泰二郎

文学博士はすべて「博士会」の推薦によるものであるが、医学博士は野口英世(当時、滞米中)のように京都帝大医科大学に「スピロヘータ」に関する先駆的な論文を提出し(小説家の渡辺淳一が『遠き落日』で叙述しているように、この2年後には梅毒スピロヘータの発見によってノーベル賞候補にも擬せられる野口がかつて北里柴三郎の伝染病研究所で東京帝大出の若い所員からうけた「屈辱的な」待遇から東京帝大の医科大学に強い反感をもつてゐたことはよく知られている。野口は続けて東京帝大理科大学に論文を提出し、大正3年理学博士の学位も得ている)た者もいれば(『東京朝日』は2月24日の4面に写真入りで野口の紹介記事を載せている)、大阪の胃腸病院長湯川玄洋(物理学者湯川秀樹は地理学者京都帝大教授文学博士小川琢治の三男で、玄洋の息女スミ(夫)のように東京帝大医科大学に(高野山の僧侶を事例とした)「菜食」に関する論文を提出した者もいる)。

「事件」の展開

すでに引用したように、妻の鏡子の『漱石の思ひで』で「事件」の「発端」として語られている夏目の「学位辞退」の手紙は、文部省で学位授与式が行われた2月21日、文部省専門学務局長福原錦二郎宛に書き送られた。その全文は2月24日付の『東京朝日』の第5面に掲載された。「漱石氏の博士辞退」と題するその記事は、

「此程博士会の推薦に依りて文学博士の学位を授与されたる夏目漱石氏は今後もたゞの夏目なにがしにて呑気な生活が続けたとして博士辞退の儀を目下入院中なる胃腸病院より福原専門学務局長宛申し出でたり」として、その書簡の全文を掲載している。この書簡は、同日付の中央各紙にも掲載されている。これは『漱石全集』(第23巻、1996年版、408-409ページ)にも掲載されているが、重要な資料なので、ともかくそれを引用しておくことにする。

拝啓昨二十日夜十時頃私留守宅へ（私は目下表記の処に入院中）本日午前十時学位を授与するから出頭しろと云う御通知が参ったそうです。留守宅のものは今朝電話で主人は病氣で出頭しかねる旨を御答えて置いたと申して参りました。⁽¹⁾（改行）学位授与と申すと二三日前の⁽²⁾新聞で承知した通り博士会で小生を博士に推薦されたに就いて、右博士の称号を小生に授与になる事かと存じます。然る処小生は今日迄たゞの夏目なにがしとして世を渡って参り⁽³⁾ましたし、是から先も矢張りたゞの夏目なにがしで暮らしたいと希望を持って居ります。従って私は博士の学位を頂きたくないのであります。此際御迷惑を掛けたり御面倒を願ったりするのは不本意⁽⁴⁾であります。が右の次第故学位授与の儀は御辞退致したいと思ひます⁽⁵⁾。宜敷御取計を願います。敬具（改行）夏目金之助（改行）二月二十一日（改行）専門学務局長福原鏡次郎殿

この手紙は、浄書されて福原専門学務局長に届けられたが、その下書きは、現在、後年小宮豊隆や阿部次郎など、弟子たちの多くが在職した縁で東北大学附属図書館の漱石文庫に所蔵され、原文データベースでオンライン公開されている。例の「漱石山房」の原稿用紙に記された下書きに手を入れた段階では、浄書に至るまでいくつかの箇所が修正されていたことがわかる。下書き段階では、(1)は「病院へ来て申しました」、(2)は、「の」は浄書で挿入、(3)は、「に活きて居りました」、ただ浄書の段階でも「世を渡って居りました」であり、「参りました」と変

わったのはどの段階かわからない、(4)は、「恐縮」、(5)は、はじめは「たいと思います」であったが、「ます」と直し、そして思い直したように戻している。

「そんな物は直ぐに返してしまえ」というわけで、もともと代理として辞退の手紙をもって文部省に赴くはずであった森田草平が文部省まで学位記を返しに行く役目を仰せつかった。森田の回想は森田自身の境遇を思うと哀れでさえある。森田はさきに注記したように奥村明（平塚雷鳥）との雪の尾頭峠の心中未遂事件（『塩原事件』）以来、奥村がこの明治44年9月雑誌『青鞆』を創刊、その創刊の辞で「元始女性は太陽であった」と宣言し、女性解放に打って出るのとは対照的に、その事件を小説にして、奥村の反撃にあつたり、ほとんどまともな仕事ができないで、引き続いて夏目の世話をなっている。以下の引用は「江藤」にもある（375ページ）。

代理で出頭する筈の私は、その（学位記が納められていると思われる）小包を持つて、てくてく一つ橋の文部省まで返しに行つた。そして、その足で病院へ廻つて、確に返してきた旨を伝へると、先生は私が文部省の小使でもあるように、何時なく苦い顔をしてゐられた。どう考へても、あんまり好い役廻りではなかつた。（『漱石先生と私』下、東西出版社、昭和23年、218ページ、カッコ内は引用者）

ところで、この学位辞退の手紙の全文は24日付の『東京朝日』5面（『大阪朝日』は翌25日付）に掲載された。さらに翌25日付の『東京朝日』（『大阪朝日』は翌々27日に転載）は同じ5面に入院中の長与胃腸病院での漱石のインタビュー記事「漱石氏訪問」を載せた。『東京朝日』は、看板社員におきた「事件」ということもあるってか、異常な張り切りぶりである。このインタビュー記事は、前掲の専門学務局長宛の書簡がオフィシャルなものだとすると、これは夏目の学位辞退の本音（ほんね）を吐露したものとして、意味がある。これは「江藤」も引用している（375-376ページ）。なお、この記事は2月25日には『東京朝日』から配信された各地方

紙にも掲載されている。

何故学位を辞退したか其の理由を話せと言んですか、さう几帳面に聞かれると困ります実は私も朝日の社員ですし社員の一人が学位を貰ふとか貰はぬとか云う事ですから辞退する前に一応池辺君（池辺三山、当時朝日新聞主筆、引用者）に相談しようかと思ひましたが、夫程社の利害と関係ある大事件でも無いと思ひましたから差控へて置きました。実は博士会が五六の人を文学博士に推薦すると云ふ事は新聞の雑報で一寸見た許りで真偽も分らず一両日を過ぎました、すると突然明日午前十時に学位を授与するから文部省へ出頭しろと言ふ通知が留守宅へ（夜遅く）来たのださうです、左様、家のものは慥か夜の十時頃とか云つてゐましたが、大方其時下女が夜中郵便函でも明けて取り出したのでせう、それで其翌日の朝電話で本人は病氣で出られないと云う事を文部省へ断つたさうです。其日の午後妻が病院へ来て通知書を見せたので私は始めて学位授与の事を承知したのですさうです無論代理は出しませんでした。私は其夕方すぐに福原君に学位を辞退したいからと云う手紙を出しました。すると私の辞退の手紙と行き違に其晩文部省から——エ、と証書と言ひますか、何と言ひますか——学位を授与すると云ふ証書を小使——家のものは小使と云ひましたが私は實際誰が持つて来たか知らない——に持たせて宅の方へ届けて呉れたのです夫れは早速福原さんの手許迄返させました。辞退の出来るものと思つて辞退したのは勿論の事です。私は法律家ではないから法律上の事は知りませんたゞ私に学位が欲しくないと云ふ事実があつた丈です。学位令が勅令だから辞退が出来ないと云ふのですが、そんな法律の事は少しも知りません。然し勅令だから学位を変更するのが六づかしいと云ふなら私にも解るが、博士を辞退出来ないと云ふのは何んなものでせう。何しろ文部省から通知して来て文部大臣が与れるから唯文部

省丈けの事と思つてゐました文部省の人々に御面倒な御手数を掛けるのは好ましくないとは思ひましたが、已を得ませんでした。(改行) 貰って置いて善い者か悪いものか、如其理屈に關係した問題は大分議論が八釜しく成りますし、今必要もありませんから個々の批評に一任するとして茲に——私は實に面白いものだと思つて(看護婦に通知状を出させて)居るものがあります。文部省辺りの人には当然かも知れませんがね、此の通知状を御覧なさい、文句無しの打突け書で、突然「二十一日午前十時同省に於て学位授与相成候条同刻までに通常服云々」是れを見ると、前以て文部省が私に学位を呉れるとか、私が学位を貰ふとか言ふ相談があつて既に交渉になつて、私が承知し切つて居る事を愈明日執行するからと知らせて來た様に聞こえるでせう刺に此終の但し書に差支があつたら代理を出せとあるでせう。併し果して此通知状を私が受け取つてから、午前十時までに相当の代理者が頼める者か頼めぬものか善く分りませんものね、ヤツ実は社の方許りで無く此方(病院)へも斯う祝ひ手紙が飛び込んで来るんで弱つてゐます、真正可私は博士ではありません、と新聞へ書くのも可笑いと思つて差控へて居りますが云々。

この『東京朝日』では、それに続く「貰って貰いたい」と題するインタビュー記事で、福原局長は次のように語っている。これは「江藤」も引用している(377-378ページ)が、ここには友人としての配慮の心情と役人としての義務の意識が交錯しており、オフィシャルな書簡、あるいはその次に引用する『やまと新聞』掲載の談話からのみ判断して福原をただ官僚的と一面的に評価することは、このさい妥当ではないように思われる。

夏目君から突然手紙が來たし夏目君の平生の氣質は知つているから大方其んな事だらうと思つて開けて見たら矢張辞退の手紙だった。如何にも突然ではあるし未だ何とも考へは附いて居らぬが、一体返して返せ

る者が夫も分らぬ、先例も無い事ではあるし是れが先例に成られても大に困ると思つて私も弱つて居る。左様云ふ次第だから未だ大臣にも次官にも同僚にも誰にも話さ無い。実は自分は夏目君と同窓の学友であるし、個人として自分も其中夏目君に逢ひ友人からも話して貰つて何とかして夏目君に貰つて置いて貰はうと思つてゐる。夏目君の気質は誰でも知つているし黙つて貰つて置いたつて正可欲しくて貰つたと思ふ人もあるまい。入らぬ者なら唯貰つて置いて跡は自分の善い様にして呉れると善い、實際世の中には同じ博士でも欲しく貰ふ人もあらう又貰つた為に宿の附く人もあらうが夏目君程になれば学位を貰つたからつて何れ程の影響がある訳でもなし却つて邪魔かも知れぬが兎に角夏目君と友人で既に博士になつてゐる連中（芳賀矢一、狩野亨吉、それに夏目に師事し、この事件の直前に亡くなっていた作家で歌人の楠緒子の夫でもある美学者の東京帝大教授大塚保治を指すと思われる）が夏目君にも同様に博士号を送つて連中の仲間入りを為して貰ひ度いと言つて好意で送つたのだから黙つて受けて置いてくれても好いと思ふがね、夫に学位記は成る程紙に書いた形のある者だから返せるかも知れぬが一度学位記を遣れば学位其物は形も為し性質から言つても返して返せる物でもあるまい、まあ何とかして受取つて置いて貰はうと思つて居る。（カッコ内は引用者）

もっとも、2月24日付の『やまと新聞』の記事「学位辞退と当局（福原学務局長談）」によれば、福原局長は次のようにも語っている。これには、上掲の『東京朝日』の記事とは対照的に、役人としての見解がはっきりと披瀝されている。

漱石氏博士号辞退に付き福原学務局長は語る『二十二日夏目漱石氏が学位を辞退せられたに就ては、我輩も酷く弱つて居る、懲かる事は前例がないから如何措置すれば宜しいか分からぬが兎に角明日（二十四日）文部省に出頭して文相を首め次官其他夏目

氏を博士に推薦した人々と協議を為し且つ直接夏目氏に面会の上学位辞退の理由を糺し円満に受納して貰ふ考へだ、倘し夏目氏が絶対に学位を受けぬと我を張られた処が、御存じの通り博士会議で学位令に依りて規定した上文部大臣が勅令に基づいて発表したのであるから今更之を辞退する訳にも行かぬ筈のものである要するに這廢事は当局者困らせる遣り方で甚だ迷惑を感じて居る次第である』云々

「事件」と「世論」

『東京朝日』の思惑は、両者を比較して、福原局長を官僚的として社員夏目の「氣骨」に軍配を挙げる「世論」を期待していたと思われるが、「世論」はそう単純なものではなかった。例えば、すでに授与式当日の2月21日付『大阪朝日』の「天声人語」欄では、次のような皮肉めいた論評が早くも目を引く。以下は、「江藤」（380ページ）からの再引である。

▲新博士五人、夏目、有賀、幸田、森、佐々木の名がある、一寸何時もの人選と違って人の目を引く、博士も叙位や叙爵と同じで妙な因縁を要する▲森、夏目両氏の博士も、瀕死の大病に罹ったので、特旨進位のあるやうに、急に詮義となつたらしい▲漱石氏は幸い恢復したが、槐南氏は未だ危険、博士の力あるものなら病気と否とに拘らないさうに▲進位でも叙爵でも、同じ遺るなら生前が然るべきもの、それに妙な手続きになって居て、為に死んだものも正確に報道せぬ事が多い▲博士も官辯に縁がなければ六ヶしい、力は民間にあっても、学校にあっても、将た官吏であっても同じさうなもの、叙位の然ると同じく、イヤなものである

しかし、このような記事をもって、つまり夏目がそう思っていたかも知れないという推測だけで、「江藤」が「漱石は、死にかけた病人にくれる学位など真っ平だと、腹を立てたのである」と判断するのには、私は完全には首肯しかねる。もっとも、それも文学の「博士会」にそういう

「配慮」が働いていたことまで否定することではない。たしかに、宮内大臣秘書官兼図書寮編修官という官職だけではなく、すでに注記したように伊藤博文の厚遇を受けていた森槐南の明日をも知れない重病（3月7日に死去）への配慮が働いていたことは、想像に難くない。しかしながら、「江藤」がいう（380-381ページ）ように、夏目が「自分が文学博士を授与されることになったのは（槐南の）お相伴に決っている、どうせ槐南にやるものなら、ついでに瀕死の大病に罹った漱石にもやろう。今のところは持ち直したらしいが、いつまた危篤になるかわからないではないか」と思ったというのには、何の証拠もない。ただ、これも「江藤」が一部引用している（378-379ページ）3月8日付の『東京朝日』4面に載った東京帝大教授上田万年（国語学者、作家の故円地文子の父）の談話はその間の事情を示唆しているが、これにしても、それはこの前日に亡くなった槐南への配慮が示唆されているにすぎない。この日の『東京朝日』の5面には「漢詩界の泰斗逝く」との槐南追悼の記事が4段抜きで掲載されている。それよりも、この上田の談話で気に懸かるのが、夏目の大学以来の親友たちの大学を去った友人への「配慮」である。これを明日を知らぬ病人への「配慮」とはどうしても読むことはできない。そして、ここで「江藤」の言及などよりも注目されるのは、2月18日の文学博士会での夏目の推薦にあたって、夏目自身がそのための資料を託すはずもなく、夏目に関する履歴やその他参考となる資料を集め、その「調書」を作成したのは一体誰であるのかがはっきりとしたということである。「江藤」は言及していないが、その記事には「我輩提出者が困る」という見出しが付いていた。

又博士会に夏目氏を推薦したる当の本人文学博士上田万年氏は曰く「実は僕は彼の提出者だ、提出者だから、大に弱つている、弱っていると言つたつて別に博士会では少しも違法な処置は為て居無い、尤も推薦する前に何とか一寸一応夏目君に相談すれば善かつたんだが、夫には少し急がなければ

ならん事情があつて然う行かなかつた、併し狩野亨吉君や大塚保治君は皆夏目君と学校時代からの親友では非博士号を遺度いと云ふんで実は芳賀（矢一）君と箕作（元八）君と大塚（保治）君と三人が賛成者に立て、僕が其提出者なんで、何も夏目君の為悪かれと思つて推薦したんぢや無いんだから、夏目君も親友の胸中を酌んで兎に角受けて呉れると善いと思ふ、文部省でも通知の前に一応夏目君の所へ相談に行けば宜かつたのだがそれには少し急がなければならん事情もあつたし、夏目君の病室を襲ふのも却つてとも思つて（のこと、筆者）だらうし大に察して遣らなければならん点もある、……」

さらに、その記事では、「江藤」の「森槐南のお相伴」とする推測を覆すかのように、上田がさらに次のように語っていることが紹介されている。「江藤」はこれを引用していない。ここまで読むならば、かりに急がなければならぬ事情が森槐南の明日の知れぬ重病にあったとしても、そのことと夏目への学位授与とはさしあたり何の関わりもないということになるであろう。

僕等だつて推薦する前に一応相談に行けば善かつたのだけれど、「君を推薦するよ」と言つて置いて若し博士会で否決になつた日には夫こそ大に困るナア、……

また、2月25日付の『読売』には、漱石の学位辞退について次のような記事が出ている。この『読売』のよう、『東京朝日』以外の新聞では、すでにゴシップ扱いの記事が出始めている。「江藤」は、「▲某君（博士にあらず）曰く」以降の部分だけを引用（381-382ページ）し、これをもって「漱石はおそらく博士号以上に博士会が嫌いであった。いうまでもなく博士会の背後には、彼に席を与えたかった文科大学教授会が存在していたからにはかならない」としている（382ページ）。しかしながら、これはいささか乱暴な状況類推の感を拭えないものである。「江藤」は、この引用箇所の直前にある「▲某文学博士曰く」の部分を引用していない。ここでは、それも併せて引用しておく。

▲某文学博士曰く 文学博士会が三宅雪嶺氏を博士に推薦した時に、変人の博士は拒絶するかと思ったら拒絶しなかった或人が何故拒絶しないかと同博士に問ふたら「学位は別に拒絶するとかせぬとか云つて争ふ程のものでない、紙一枚（履歴書）出すか出さぬ丈の労力のものだから、何もグズグズ言ふ事はない」といって受けた、夏目君は三宅君の不得要領に反して、何でも要領を得過ぎる程の人だから、サッパリと断ったのだろう、無理はないさ、夏目漱石君が今更文学博士になったからとて、寸毫も価値を上げる事は無いからねえ、何にせよ学位といふものが、夏目君の此の行為で大分侮辱を蒙ったねえ、（改行）▲某君（博士にあらず）曰く、夏目君は痛快の事を遣りましたねえ、一体文学博士会なんて人を馬鹿にしているからね、人が死にかけたり、何うしてもそれを与えないと博士会の評判が悪くなりそうだと時々何か思い出した様な事をするではないか、夏目君や森槐南君が病氣だと云て、今更推薦なんて可笑いぢやないか、森君や夏目君に博士を授くるなら、既に幾度も推薦する機会があつたぢやないか、幸田君にしたって、嘗て芳賀博士は（尾崎）紅葉と共に博士に推薦した、其の時は両氏共小説家で、学者ぢやないからといって博士会は之れを拒絶したではないか。然るに今更幸田君を博士に推薦するとは何の事だ、幸田君は其後如何なる学術的研究を発表したか、博士会の内情を知り、殊に近頃は学者でなく、小説家として立っている漱石君が博士号を有り難がらず却って恥辱と思うのは当たり前さ、有賀さんは推薦される前に論文をも提出したそうだが、学者になれば或は左様かも知れぬが、夏目君は小説家だからね。

漱石の学位辞退を痛快事とする声がおこる一方で、これを売名のパフォーマンスとする論評もないわけではなかった。妻の鏡子による『漱石の思ひ出』にも、「日本博士録とかなんとかいふものを作るから文学博士夏目金之助の略

歴を知らせてくれろ」などという手紙が届けられたりもしたとの記述（岩波版246—247ページ、改造社版316—317ページ）があるが、3月8日付の『やまと新聞』は、「博士辞退問題」との見出しで、あけすけにこう論評している。これは「江藤」も紹介している（382—383ページ）。

文学博士の学位を授与されし夏目某之を辭退せるより、其の許否に就て議論区區に渉るが如し、（改行）其の辭退せるは、博士号を軽視してなるか、將た其の授与を余りに遅しとして拗ねなる乎、抑もまた他に事情ありてなる乎、吾人は之を知らず、又知るの要あらず、唯だ本人之を辭する以上、その希望通りに許可して差支なかるべし（改行）博士号の有無は、毫も其の人の人物見識を上下し増減せず、猶ほ同じ公爵にても（伊藤）博文公と博邦（博文の嗣子）公と相異なりて、其の公爵たると否とに由て寸毫も変化を見ざるに齊し、故に当人よりいえば博士号は何等の価値あらざるべし、当人にして博士として公認され表彰されるを欲せんば直ちに其の如くして可なるに非ずや（改行）然れど博士を辞せる某は、一種の拗ね者として見らるるよりも、或はエラキものとも俗人に評せらるべし、是れ某に取て本懐ならん、而して他の博士連に在りては少々妙な心地すべし、然れども是れ總て俗情のみ、識者には一笑の外あらず、唯だ俗情を以て博士辞退の許否を論ずべからざるのみ。（カッコ内は引用者）

3月8日の『東京朝日』には、先に紹介した上田万年へのインタビュー記事とともに、同時に夏目自身へのインタビュー記事も掲載されていた。その内容は、「勅令の解釈が違ふ」との見出しが示す通り、「辞する事を得ずとも又辞する事を得とも（中略）何方も書いてない以上は、辞し得るとも辞し得ないと自分で都合のよい様に取る余地のあるものと解釈しても可くはないでせうか」といって、「徹頭徹尾主義の問題」としてきた従来の主張を法的に補強する論陣を張っている。ここで注目されることは、それに加えて、新たに学位褫奪についても言及してい

ことである。

学位令のうちには学位褫奪の箇条があるさうですが、授与と褫奪が定められて居ながら、辞退については一言もないのはちと変だと思われます夫じや学位をやるぞ、ヘイ、学位を取り上げるぞ、ヘイと云う丈で、此方は凡て玩具同様に見做されている觀があります。褫奪と云う表面上不名誉を含んだものを、是非共頂かなければ済まんとすると、何時火事になるか分らない油と薪を背負された様なものになります。

この「勅令の解釈が違ふ」は、これが『東京朝日』に掲載される前々日3月6日の『萬朝報』で、「学位返上相成す」との見出しで、文部省の対応が次のように報じられていたことに対する夏目の反論であったと考えられる。

夏目漱石氏の学位返上問題に関し、其後文部省参事官会議に於て審査討究の結果現行学位令にハ学位返上の件につき何等の明文なきを以て、受領者ハ之を返上する能はざるのみならず、仮令返上するも文部大臣ハ之れを許可するの権能を有せざるものと認定せり、勿論他の位記、勲記返上の場合に於ても、別に返上許可に関する明文なきも、是等ハ宮内省の権限内にありて、学位の場合と自から其事情を異にするとの解釈なるに似たり

「事件」の成り行き

森田草平が文部省に学位記を返しにいって、果たして辞退が認められたのかどうかわからぬまま、時間だけが経過した。すでに、上述のように3月6日から3月8日にかけて文部省を一方の当事者とする記事が報道されているにもかかわらず、文部省から夏目には依然として何の音沙汰もなかった。そして、その新聞記事の約1ヶ月後の4月12日、福原専門学務局長から再び学位記が届いた。それには、次のような書信が添えられていた。これは、夏目が4月15日付の『東京朝日』の「文芸欄」に「博士問題の成行」(『漱石全集』第16巻、1995、360-362ページに所収)として掲載された文章のなかで披

露されている。

復啓 二月二十一日附ヲ以テ学位授与ノ儀御辞退相成度趣御申出相成候処、己ニ發令済ニ付今更御辞退ノ途モ無之候間御了知相成度、大臣ノ命ニ依リ、別紙学位記御返付旁此段申進候。敬具

これに対して夏目は直ちに次の書簡を福原局長に送った。これも前掲「博士問題の成行」で、改めて紹介されている(発信の日付は「博士問題の成行」の文中にも記されている)。

拝啓学位辞退の儀は既に發令後の申出にかかる故、小生の希望通り取計ひかねる旨の御返書を領し再応の御答を致します。(改行) 小生は学位授与の御通知に接したる故に、辞退の儀を申し出たのであります。夫より以前に辞退する必要もなく、又辞退する能力もないと御考えにならん殊を希望致します学位令の解釈上、学位は辞退し得べしとの判断を下すべき余地あるにも拘わらず、毫も小生の意志を眼中に置く事なく、一団に辞退し得ずと定められたる文部大臣に対し、小生は不快の念を抱くものなる事を茲に言明致します。(改行) 文部大臣が文部大臣の意見として小生を学位あるものと御認めになるのは己を得ぬ事とするも、小生は学位令の解釈上、小生の意思に逆って、御受けする義務を有せざる事を茲に言明致します。(改行) 最後に小生は目下我邦に於る學問文芸の両界に通ずる趨勢に鑑みて、現今の博士制度功少くして弊多き事を信ずる一人なる事を茲に言明致します。右大臣に御伝へを願います。学位記は再応御手元迄御返付致します。敬具 (改行) 四月十三日 (改行) 夏目金之助 (改行) 専門学務局長 福原鎧二郎殿

夏目が「博士問題の成行」として文章をまとめるきっかけとなったのは、4月11日の多分午前中の上田万年と芳賀矢一の両文学博士(東京帝大文科大学教授でもあった)による夏目の早稲田南町の自宅への「好意的な訪問」(「博士問題の成行」)であった。「二博士が余の意見を当局に伝へえたる結果として」、その日の午後には

福原局長の來訪を受け、「局長は余に文部省の意志を告げ、余は又局長に余の意見を繰返して、相互の見解の相互に異なるを遺憾とする旨を述べ合つて分かれた」(「博士問題の成行」)。そこで福原は、「文部省の意志を公けにするため」(「博士問題の成行」)，学位記に添えて前掲の局長書簡を送ることにしたのである。福原局長が、再度書簡を漱石に送ったのは、それから4日後の4月19日である。

学位辞退ノ件ニ付四月十三日付御書面ノ趣了承致候。貴下ノ御意思ニ相背候段遺憾ニハ候ヘドモ、右ハ学位令ノ解釈上辞退ノ途無是モノト省議決定致候次第ニ付、不得己義ト御承知相成度、尚学位記ハ更に御返戻相成候処、辞令書ヲ受領セラルト否トニ拘ラズ、発令後ノ今日ニ於テ、貴下ハ己ニ文学博士ノ学位ヲ有セラルモノト認ムル外無之候。就テハ学位記ハ更ニ御送付可致候ニ候得共、再応御返戻相成候コト故、御送付ノ義ハ此際見合、当局ニ於テ保管致置候間御承知相成度、右大臣ノ命ニ依リ重テ申進候也。明治四十四年四月十九日 (改行) 夏目金之助殿

このようにして、この「事件」に関わっては、この福原専門学務局長書簡で、文部省と夏目との公式のやりとりは終わった。結論からいえば、文部省は夏目に学位を授与したと判断し、文部省は夏目が学位記を返しても、授与の発令は有効であり、学位記は文部省で保管してはおくものの、夏目が文学博士であることは変わらないとする。夏目はこれに対して、さきの「博士問題の成行」で、学位辞退が「徹頭徹尾主義の問題である」として、次のように続けている。

要するに文部大臣は授与を取り消さぬと云ひ、余は辞退を取り消さぬと云ふ丈である。世間が余の辞退を認むるか、又は文部大臣の授与を認むるかは、世間の常識と、世間が学位令に向かつて施す解釈に依つて極まるのである。たゞし余は文部省の如何と、世間の如何とに拘らず、余自身を余の思ひ通に認むるの自由を有して居る。(改行) 余が進んで文部省に取消を求める限

り、又文部省が余に意志の屈従を強ひざる限りは、此問題は此より以上に纏まる筈がない。従つて落ち付かざる所に落ち着いて、歳月を此儘に流れて行くかも知れない。解決の出来ぬ様に解釈された一種の事件として統一家、徹底家の心を悩ます例となるかも分らない。(改行) 博士制度は學問獎励の具として、政府から見れば有効に違ひない。けれども一国の学者を挙げて悉く博士たらんがために學問をすると云ふ様な氣風を養成したり、又は左様思はれる程にも極端な傾向を帶びて、学者が行動するのは、國家から見ても弊害の多いのは知れてゐる。余は博士制度を破壊しなければならんと迄は考へない。然し博士でなければ学者でない様に、世間を思はせる程博士に価値を付与したならば、學問は少数の博士の占有物となつて、僅かな學者の貴族が、學権を掌握し尽すに至ると共に、選に漏れたる他は全く一般から閑却されるの結果として、厭ふべき弊害の続出せん事を余は切に憂ふるものである。余は此意味に於て仏蘭西にアカデミーのある事すらも快く思つて居らぬ。(改行) 従つて余の博士を辞退したのは徹頭徹尾主義の問題である。此事件の成行を公にすると共に、余は此一句丈を最後に付け加へて置く。

いかにも憤慨やるかたないといった感じであるが、それにしても徹頭徹尾主義の問題だといいながらも、腹立ちと苛立ちのあまり博士制度の批判にまで筆が及ぶあたりが、いろいろと喧伝される原因にもなる。しかしながら、時間が経つと、識者は夏目の行動を冷静に観るようにもなってくる。当時第一高等学校長で、後に述べる徳富蘆花の講演問題で過激な「世論」の矢面に立たされていた新渡戸稻造は、早くも2月25日の『毎日電報』において、次のように語っていたが、そのような見解はやがて当時の識者たちの「世論」を形づくってゆくことになる。

西洋にも爵を辞退した人ははあるやうだが、学位を辞退した例は聞かぬグラドストーンは事實上爵を辞退した人であるが学位は

受けていた、福沢（諭吉）翁の如きも実際授爵になる所を辞した人である、併し予の考へにては学位は辞すとか辞さぬとか云ふほど値打のあるものとは思はぬグラドストンでもビスマークでも沢山の学位を持て居つた併しドクトル、グラドストンとかドクトルビスマークとか自他共に呼んだ（こ）とはない、予が明治三十何年かに農学博士の学位を授けられた時には丁度米国に居つて一旦之を辞退すべく其事を日本に言つてよこした処が友人からの手紙で学位などは殊更辞退するほどのものでもなからうと言つて来た為めその併受けた次第である夏目氏が学位辞退も各自の自由であらう、只学位を辞退するとか返上するとか云う（こ）とが出来るや否は問題であらう（カッコ内は引用者）

狩野亨吉は、「忘れられた思想家」安藤昌益の「発見」者として知られている。帝國大学の理科と文科の両大学を出て、33歳の若さで第一高等学校長、その後京都帝大（明治30年創立）で文科大学の創設（明治39年）に関わり、初代の文科大学長となり、大学出ではない幸田成行（露伴）や内藤虎次郎（湖南）を専任の教員（ともに講師、幸田は学位授与時には退職し上京しており、内藤は明治42年教授、その翌年京都帝大総長推薦で文学博士となった）として招いたことでも有名だが、夏目とも親交を結んでいた。その狩野が「漱石言行録」に「漱石と自分」という一文を寄せて、この「事件」について、次のように語っている（『漱石全集』別巻、1996、13ページ）。

例の有名な博士号辞退問題なども夏目君の一面を表していることで、その問題がやかましかつた時、友人の大塚保治君が自分のところへやつて来て、どうも困つた、何か名案はないかと言ふので、何も困ることはないではないかといつたら、自分よりも福原が困つているのだといふ返事だつた。（改行）福原氏はその頃文部省の当面のお役人である。そこで自分は又何も困ることはない。文部省の方は正当の手続きをとつ

てやつたのだし、受ける方の夏目はいやだといふのだから、文部省の方はやつたつもりでいるがいいし、夏目の方は貰はないつもりでいるがいい。それより他仕方があるまい。夏目は強ひると気にしていけないから強ひてはいけぬ。といつたら大塚君は帰つて行つた。（改行）この問題なども夏目君自身恐らく後になつて考へたら馬鹿げたことをしたと思ひはせぬかとも考えられるが、その場ではさうもゆかなかつたらう。

狩野は、明治41年、大学予備門での同級生で文部官僚となっていた岡田良平が総長として京都帝大に来任することになったのを機に職を辞し（正式の理由は「病氣のため」）、東京市小石川区（現在の文京区の一部）竹早町に隠棲して古書画の鑑定を生業とし、（東宮教育掛や東北帝大総長など）あらゆる官職への誘いを断つた。「人間そのものの本質は太古から少しも向上していない」というのが持論であった。その狩野をある日、かつて学位記の返還に文部省まで夏目の使いに出向いた森田草平が訪ねたとき、狩野はこういったと、森田は『漱石先生と私』で紹介している。因みに、狩野は明治40年10月に京都帝大総長推薦で文学博士の学位を授与されている。

私も博士にしようと云われた時、狩野直喜（京都帝大教授、中国学者）君と相談して、まあ貰って置いても厭なら使ひさえしなければいい。さう思つて折角お上の下さるものだから、一緒に有り難くお受けして置きました。（『漱石先生と私』下、222ページ、カッコ内は引用者）

そして、妻の鏡子は『漱石の思ひで』で、実は、夏目も、福原局長との最後の手紙の往復の前日（4月18日）の日付で、「どこかへ発表するつもりで書いたらしい」として、次のような文章を残していたと紹介している（岩波版247-248ページ、改造社版317-318ページ）。

学位授与の問題が大分八ヶ間敷くなつて居る。学位を与へようとした人々の量見が好意に出でたのであると云うことには勿論の事である。（改行）とはいへ世間が一般に

名譽と思ふものであるからと云うて、推薦した人々の了見が好意に出でたとのであるという訳で、受けない方が無理だと論ずるのは余りに単純である。(改行) 親切は押し売りをすべきものではない。押し売りをすればすでに親切と云うことはできない。(改行) 学位を与へるのは命運であるとか、与へられた者は之を受けるべき義務があるとか云うのは俗論である、屁理屈である。(改行) 学位を与えるのは名譽のためだと云うならば無理に与えねばならぬ理由はあるまい。官職さへも強制せぬのである。名譽を強制する理屈はとうてい發見することが出来ぬのである。(改行) 与へるといつたら喜んで受けるだらうと思つたのは、思つた人の誤りである。謂はゆる己を以て人を量つたものである。手前の手落の為に人に迷惑をかける理由はあるまい。(改行) 学位に頓着しないで独り自ら高うする者があると云うのは、邦家の為に寧ろ祝すべきではあるまいか。(改行) 与へようとした初めの親切心に立ち戻り、受けたくないと云うならば、潔く先の決定を取り消せば夫で済むのである。余り窮屈に考へるから物事が面倒になるのである。實に詰らぬ問題と自分は考へる。

ここでは、すでに4月15日付『東京朝日』の文芸欄に掲載された「博士問題の成行」とは対照的に、明らかに「徹頭徹尾主義の問題」の基調が貫かれている。短時のあいだに存在するその相異をどのように考えたらよいのか、今のところ追跡する術はない。ただ、夏目が「博士」について、この「事件」が起きるまえから、自分のこととしてある程度の関心をもっていたことだけは事実である。すでにイギリス留学中の明治34年9月22日付の妻鏡子(牛込区矢来町の実家、中根家に寄留中)宛のロンドンからの手紙で、次のようなことをいっている(『漱石全集』第22巻、1996、239-240ページ)。熊本(当時の夏目は第五高等学校教授)に戻ることを本意とせず、フランスに1年ほど滞在し、できることなら東京で教職につきたいと願っていた

(一高校長であった狩野亨吉などにも手紙を出している)が、それが一時絶望的となって心中必ずしも穏やかでなかった時期のものであるとしても、これには夏目の「博士」に対する構えが早くも見て取れる。文部省からの学位授与の最初の連絡があったときの鏡子の機敏な行動もこれで理解できる。

先達御梅さん(中根梅子、鏡子の妹)の手紙には博士になつて早く御帰りなさいとあつた博士になるとは誰が申した博士なんかは馬鹿々々敷博士なんかを難有が(ママ)る様ではだめだ御前はおれの女房だから其位な見識は持つて居らなくてはいけないよ(カッコ内は引用者)

そして、上記の鏡子宛の手紙にあるように、個人的には学位を胡散臭いものと思ってはいたものの、そもそも、事件の発端である2月21日付の文部省専門学務局長宛の書信では、学位の辞退はあくまで自分自身の生き方の問題であるとして、学位制度への批判めいた言辞などは一切なかったのである。

おわりに

漱石夏目金之助の文学博士辞退問題は、たしかに「事件」であった。夏目はこの前後にも、この「事件」について自分の主張を多角的に展開している。例えば、かつて(明治24年頃)創設直後の帝国大学英文科在籍中に教えを受けたことのある旧師マードックからこの事件での励ましの書簡が届いたのを機に『東京朝日』の文芸欄に「博士問題とマードック先生と余」を連載(〈上〉は3月6日、〈中〉は7日、〈下〉は8日)したり、8月13日には兵庫県明石の公会堂での講演「道楽と職業」で、博士の学位などありがたいと思わないので授与を断ったと述べ、聴衆の拍手を受けている(しかし、その拍手が終わらないうちに、あなたがたは博士の肩書きなどに誤魔化されているので、拍手なんかしても駄目だ、などと憎まれ口をたたいている)。これらについての文部省側からの反応は全くなかつた。

しかしながら、その「事件」のあった明治44

年は、その前年の暮から大審院において非公開で進行していた「大逆事件」の裁判の判決（判決言い渡しだけが公開）が1月18日にあり、24名に死刑判決、その半数は20日の大赦によって無期徒刑に減刑されたものの、1週間後の24日には幸徳伝次郎（秋水）ら11名の、翌25日朝には前日没のため延期されていた菅野スガ（須賀子）の死刑が執行された。また、夏目の学位辞退「事件」のあったこの2月は、1日に徳富健次郎（蘆花）がかつて夏目が教鞭をとっていた第一高等学校の大逆事件に関する幸徳らの弁護の講演「謀叛論」が反響をよび、後に新渡戸稻造校長などが文部省より謹責処分を受けている。『読売』は、学位授与式のあった2月21日から「問題と成れる一高の解剖」を連載し始める。また、前（明治43）年3月の尋常小学校国定第二期教科書中の記述に対する一部教育界の反発に端を発し、すでに1月19日付の「大逆事件」の判決報道とともに掲載された『読売』の社説によって火がつけられた形の「南北朝正闇」問題が新聞紙上を賑わせていた。2月22日の『東京朝日』には、その前日の「学位授与式」の記事が片隅で小さく報道されているのとは対照的に、帝国議会に立憲国民党から犬養毅を提案者として政府に対する「大逆と南北朝問題」に関する問責決議案が提出されたことが大々的に伝えられている。この問責決議案は、ただちに秘密会に付されたが、『東京朝日』が2月25日の2面を大きく割いて伝える犬養の意見は「文部の編纂官（後の京都帝大教授文学博士喜田貞吉のこと、引用者）は三種の神器と皇位との関係につき若し天皇の践祚に神器必要あらば官力あるもの來たりて之を奪取するならば如何と暴論するに至れり、斯くの如きことを敢えて言議し実力さえあれば正位なりと云うが如きは幸徳以上の大逆なり」というもので、犬養の通説的なイメージを覆すようなものであるが、結論として、犬養は小松原英太郎文部大臣にとどまらず、桂太郎内閣の引責辞任を要求していた。小松原は学位授与手続きの責任者でもあったが、立憲国民党などにとっては、そのようなことは完全に

関心の外にあった。

このように騒然としている世情をよそにいかにも暢気な話としかいいようがないが、夏目のこの学位辞退の「事件」は、やがてその実相とは懸け離れて伝説化し、「はじめに」でも述べたように、学位制度のもつ権威主義な傾向に対する批判に拠り所を与えてゆく。しかしながら、これまでみてきたように、その夏目の学位辞退を拠り所にしたそのような批判は、二重の意味で時代錯誤の根拠を前提としている。ひとつは、夏目の辞退はあくまで夏目本人の主義に関わることであり、一方では文部省はそれは辞退不可能ないわば国事行為として行ったということ、もうひとつは博士の学位についての考え方とシステムが現代とは決定的に違うということである。そもそも「博士会」もすでに大正9年7月6日（即日施行）の「学位令」（勅令第200号）で消滅し、大正7年の「大学令」で帝国大学のほかに官公私による設立も可能となった大学だけが学位授与機関として規定され、今日でいう課程博士と論文博士のみになっていた。後に東京文理科大学の第二代学長となる教育学者の大瀬甚太郎（当時、東京高等師範学校教授）が「欧米教育史」の研究で東京帝大に論文提出し、文学博士の学位を受けた（授与者は文部大臣）のは、大正9年5月26日、新制度への切り替え直前のことであり、すでに博士会推薦の制度は有名無実となっていた。

第一条 学位ハ博士トス

第二条 学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ授与ス

第三条 博士ノ種類ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大学学部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部教員会ニ於テ之ト同様以上ノ学力アリト認メタル者トス

その後に、戦後の「学位規則」の制定（昭和31年）とその改訂（平成2年）を経て、すでに

博士の学位は自立した研究者の能力証明であり、理科系では課程博士の一般化によって、その傾向が支配的となっている。文科系もいずれはそのようになってゆくのであろう。そのような時代に「漱石の学位辞退」問題を援用し、学位無用論を唱えることは明らかに時代錯誤ということになる。ことに、博士課程をもち、博士の輩出に責任をもつ大学においては、それはかえって有害な議論ともなるであろう。博士の学位は、改めて大学院の「設置基準」をもちだすまでもなく、「博士論文を指導し、審査する」大学の教員にとっては必須の資格であることは言をまたないからである（すでに4半世紀近くもまえの昭和55年3月1日開催の筑波大学教育学系の第2回「ペスタロッチ祭」の記念講演で倉沢剛（故人、当時、東京学芸大名誉教授、『小学校の歴史』で昭和47年度日本学士院賞受賞）は、これを「小学生にも明瞭な論理」といっている。翌年発行の『講演記録集』を参照）。ただ、これは、もはやいうまでもないことではあるが、大学の内部においてのみの限定された要請であって、大学外のいわゆる社会的な活動の場での評価とは無論直接の関係はない。「漱石の学位辞退」事件の過程が遺した現代への教訓は、案外このようなことになるのかも知れない。

(付 記)

外国教育史研究分野に所属する筆者がこのような異質の対象に関わったのは、かつて大学院教育学研究科長の任にあったとき、「漱石だってそのようなものは要らないといっていたではないか」という発言に接したことがきっかけとなっている。すでに中世ヨーロッパの大学でのドクトルがラテン語の「教える」(doceo)に発し、ただ「(大学で) 教える人」という程度の意味だと知っていた私は、聾聰を覺悟で早速その実相を探りだすはめになった。役職の合間に関係資料の収集につとめ、ようやくこのような「ノート」ができた。これからは、時間が許せば、文部科学省に保管・所蔵されているはずの夏目の「学位記」をはじめ、関係文書との対照調査も行ってみたいとは思っている。

On the Case of Natsume Soseki's Doctorate-Declination

Yoshifumi YAMAUCHI

It is well known, that Natsume Soseki, a major novelist (literary figure) in modern Japan, declined a ministerial offer of a doctorate, being offended by the Ministry of Education's unilateral ways (1911). In this paper, this outcome could be proved with some firsthand materials (news papers, etc.) including precedent studies of a few literary critics and explained as a peculiar case which happened under different circumstances from the present day doctorate conferment system handled exclusively by universities. In spite of Natsume's belief: "I want to live without any honorable titles such as a doctorate degree," the Ministry of Education conferred a degree as if it were an official order. Contents of this paper are the following:

1. Outset of this case
2. Degree conferment and the Doctoral Society
3. Unfolding process of this case
4. This case and public opinion
5. Consequences of this case